## 令和2年 第4回(定例) 高 鍋 町 議 会 会 議 録(第5日) 令和2年12月18日(金曜日)

#### 議事日程(第5号)

令和2年12月18日 午前10時00分開議 議案第96号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の 日程第1 数の増加及び規約の変更について 日程第2 議案第97号 町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託につ いて 日程第3 議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について 日程第4 議案第99号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 日程第5 議案第100号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 一部改正について 日程第6 議案第101号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除 に関する条例の一部改正について 日程第7 議案第103号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について 日程第8 議案第104号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につい 日程第9 議案第105号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号) 日程第10 議案第102号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準を定める条例の一部改正について 日程第11 議案第106号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 日程第12 議案第107号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 日程第13 議案第108号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 日程第14 議案第109号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号) 日程第15 発議第7号 地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書 日程第16 議員派遣の件 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について 日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について 日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第96号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の

数の増加及び規約の変更について

		West of the second seco
日程第2	議案第97号	町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託につ
		いて
日程第3	議案第98号	町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
日程第4	議案第99号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第100号	高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
		利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の
		一部改正について
日程第6	議案第101号	高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除
		に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第103号	高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
		関する基準を定める条例の一部改正について
日程第8	議案第104号	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につい
		て
日程第9	議案第105号	令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
日程第10	議案第102号	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
		準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第106号	令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第12	議案第107号	令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第108号	令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第109号	令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第15	発議第7号	地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書
日程第16	議員派遣の件	
日程第17	閉会中におけ	る議会広報編集特別委員会活動について
日程第18	閉会中におけ	る議会運営委員会活動について
	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	日程第3 議案第98号 日程第4 議案第99号 日程第5 議案第100号 日程第6 議案第101号 日程第7 議案第103号 日程第8 議案第104号 日程第9 議案第105号 日程第10 議案第102号 日程第11 議案第106号 日程第12 議案第107号 日程第13 議案第108号 日程第14 議案第109号 日程第15 発議第7号 日程第16 議員派遣の件 日程第17 閉会中におけ

# 出席議員(14名)

日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日髙	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君

## 欠席議員(なし)

\_\_\_\_\_\_

## 欠 員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君

事務局長補佐 岩佐 康司君

議事調査係長 橋本 由香君

\_\_\_\_\_\_

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木	敏之君	副町長	島埜内	9 遵君
教育長	川上	浩君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会	野中	康弘君			
財政経営課長	徳永	惠子君	建設管理課長	長友	和也君
農業政策課長	渡部	忠士君	農業委員会事務局長 …	飯干	雄司君
地域政策課長	日高	茂利君			
会計管理者兼会計課長 ·				杉	英樹君
町民生活課長	鳥井	和昭君	健康保険課長	川野	和成君
福祉課長	中里	祐二君	税務課長	宮越	信義君
上下水道課長	吉田	聖彦君	教育総務課長	横山	英二君
社会教育課長	山下	美穂君			

#### 午前10時00分開議

- O議長(緒方 直樹) おはようございます。只今から本日の会議を開きます。 この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。
- ○議会運営委員会委員長(青木 善明君) おはようございます。

今定例会に付議されました案件は同意が1件、規約の変更が1件、委託が1件、町道の変更及び認定が1件、条例の制定及び改正が6件、補正予算が5件など、全部で15件であります。それぞれの案件は、先日17日までに各常任委員会、特別委員会において審査を終え、本日、各委員長の報告を待つところでありますが、昨日、地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書の議員発議が提案されましたので、本日、午前9時30分より、議長室において、議会運営委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、また、日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し議会運営委員会を開催し、1件の発議について、本日の日程に追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、ここに御報告いたします。

○議長(緒方 直樹) 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、 1件を議題に追加し、お手元にお配りしましたとおり、議事を進めます。 日程第1. 議案第96号

日程第2. 議案第97号

日程第3. 議案第98号

日程第4. 議案第99号

日程第5. 議案第100号

日程第6. 議案第101号

日程第7. 議案第103号

日程第8. 議案第104号

日程第9. 議案第105号

〇議長(緒方 直樹) 日程第1、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置 する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、日程第9、議案第105号令 和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)まで、以上、9件を議題といたします。

本9件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案 審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長(杉尾 浩一君) おはようございます。

令和2年第4回高鍋町議会定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)中、関係部分の計6件であります。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は12月15日から17日までの3日間、第3会議室にて、総務厚生常任委員全員が出席し、担当課関係職員の出席を求め、各課より説明資料をいただき、説明を受け、慎重に審査を行いました。なお、報告につきましては、一部を報告し、割愛させていただく部分もありますので、御了承ください。

初めに、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてです。

総務課より、今回の規約の変更は一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が保有する情報 に係る情報公開及び個人情報保護の適正な運営を図るため、西都児湯情報公開・個人情報 保護審査会への加入を行うためと説明がありました。 委員より、実際に情報公開請求の具体的な事例はあるのかとの質疑に、事務局に確認したが事例はないとの答弁がありました。

次に、委員より、今後予想される問題があって審査会への加入依頼がなされたのかとの 質疑に、特に問題は聞いてないとの答弁がありました。

質疑を終了し、まとめに入り、討論を求めたが討論はなく、賛成全員で可決すべきもの と決しました。

議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

総務課より、新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある者に接して行う看護、 患者等に対する検体採取及び検査、患者等の移送、患者等が使用した物件の消毒等の作業 に従事した職員に対し、特例の手当を支給するための改正であります、との説明がありま した。

現行では、従事した際に、1日につき 500 円を支給することとされているが、改正により、1日につき 3,000 円、なお、患者等の身体に接触して行う作業に従事した場合には 4,000 円が支給されることになるとの説明がありました。

委員より、実際に何名派遣しているのかとの質疑に、1名の派遣が終了し、現在、1名が派遣中である。なお、今月10日に事前研修を受け、14日から27日の期間に交代で1名派遣する予定との答弁がありました。

次に、委員より、個人防護具とはの質疑に、直接患者とは接しないので、ガウン、医療 用マスク、キャップと手袋であるということです。なお、手袋は二重手袋で作業を行うと の答弁がありました。

質疑を終了し、まとめに入り討論を求めたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと 決しました。

次に、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてです。

総務課より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため当該条例を制定しているが、幼児保育、保育無償化に伴い、幼稚園就園奨励補助制度が廃止されたことから、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

委員より、保育無償化に幼稚園も含まれるのかの質疑に、含まれるとの答弁がありました。

質疑を終了し、まとめに入り、討論を求めたが討論はなく、賛成全員で可決すべきもの と決しました。

次に、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

福祉課より、条例改正は第10次地方分権一括法により、子ども・子育て支援法の一部 が改正されたことに伴い、所要の改正を行うというものです。 保育教育の実施主体である町から保育園、認定子ども園、地域型保育事業所に施設型給付金を受けようとする場合、市町村が確認しなければならないという手続が必要だったが、地方分権一括法の中で、他の市町村が再度行う同意、確認が不要とされたことにより、条項が繰り上がり、高鍋町の条例も改正する必要が出てきたとの説明がありました。

高鍋町では、ひまわり保育園が地域型保育事業所であり、例えば、宮崎市の子どもがそこを利用するとき、宮崎市が高鍋町の同意を得て確認事務が必要という二度手間が解消されることになるとのことでした。

委員より、保育施設事業所とはの質疑に、認可保育施設と認可外がある。事情により家庭で保育ができない場合の施設が認可保育所、わかば保育園、一真持田保育園、明倫保育園、にっしん保育園、なでしこ保育園、やまばと保育園。幼稚園、保育所の機能を併せ持つ施設が認定子ども園であり、高鍋幼稚園、聖母幼稚園、ももの木子ども園が該当するとのことでした。

さらに、地域型保育事業には小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居 宅訪問型保育事業があり、小規模保育事業にはひまわり保育園があります。その他の事業 はないとの答弁がありました。

質疑が終わり、まとめに入り討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべき ものと決しました。

議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

この法改正は、住民訴訟制度の対象となる首長や職員等の損害賠償責任については、軽 過失の場合にも、首長や職員等が個人責任として多額な責任を追及されることがあり、これによって、大きな心理的負担を抱いて職務の執行に萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させることが目的との説明がありました。

なお、善意でかつ重大な過失がないときとは軽過失とほぼ同義とされ、一般的には、普通地方公共団体の長等が、違法な職務行為によって当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すとあります。

委員より、町長の損害賠償金の上限額はとの質疑に、基準給与年額に6倍を乗じて得た額との答弁がありました。なお、副町長、教育委員会の教育長等は基準給与年額に4倍を乗じて得た額、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員等は2を乗じて得た額、職員は1を乗じて得た額との答弁がありました。

次に、委員より重大な過失かどうかを判断するのは誰が行うのかとの質疑に、町長が判断するが、疑義があれば、住民監査請求を経て、最終的には、裁判所が判断することとなるとの答弁がありました。

委員より、町長の損害賠償金額はとの質疑に、71万9,000円の15.35か月分を6倍した額、6,700万円程度との答弁がありました。

質疑を終了し、まとめに入り討論を求めたが、討論はなく、賛成多数で可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)中、関係部分について。

財政経営課より、資料により債務負行為の説明がありました。

委員により、ふるさと納税返礼品取扱業務委託の委託契約で定める率はとの質疑に、ヤミー・フードラボは6%、楽天その他のポータルサイトは10%前後との答弁がありました。

歳入では、特別会計繰入金、財政調整基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金などの説明があり、委員より、繰越金を新型コロナウイルス感染症対策事業に充当しないのはなぜかとの質疑に、事業費の全てを賄うことはできず、ふるさとづくり基金を充当している。また、複数の財源で充当すると、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を振り替える際に、事務手続が煩雑になると想定されるとの答弁がありました。

ほかに、新型コロナウイルス感染症対策費の電子入札システム導入事業については、インターネットを介して行い、自治体及び業者双方の業務の効率化が図られ、オンライン上のやり取りで人と接触する機会が減り、新しい生活様式を踏まえた対応となる。

工事及び測量設計委託の入札について運用し、物品購入やその他の委託料は現行どおりの紙による入札となるとの説明がありました。宮崎市、都城市、延岡市、小林市は既に導入済です。今回、日向市、日南市が新たに導入意向であり、えびの市、椎葉村も導入検討中であると説明がありました。

委員より、このシステム導入で業者は対応できるかの質疑に、一般的に入札方法は公開され指名願はオープンだが、指名審査会で判断され、ランク付指名業者となり、指名競争入札業者として参加できる。ちなみに、高鍋町は指名競争入札のみと答弁がありました。

次に、町民生活課より、会計年度任用職員の転居により、通勤距離増によって費用弁償 が増額されたとの説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、総務課より、台風対応等の職員時間外手当、損害賠償等請求控訴事件に伴う弁護 委託料必要額、感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当や夜間勤務手当を支給する との説明がありました。

ほかに、消防機庫トイレ改修費、消防無線局開設のための再免許申請に係る手数料など の説明がありました。

委員より、時間外勤務手当不足とはとの質疑に、台風や大雨で6月、30名72万円、7月、70名250万円、9月、131名430万円の支出があり、今後不足が見込まれるとの答弁がありました。

委員より、弁護委託料必要額には1審も含まれるかの質疑に、控訴審だけとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症対策の夜間勤務手当の規定はとの質疑に、給与条例16条にある22時から5時までの勤務規定により、100分の25加算と答弁があり

ました。

委員より、消防11部機庫のトイレ改修費が安いとの質疑に、トイレ利用率の低さにより、合併浄化槽ではなく簡易水洗にしたためとの答弁がありました。

委員より、歳入の寄附は高鍋大師のためではないのかとの質疑に、寄附者と直接やりとりがかなわず、全体的な草刈りの予算としたと答弁がありました。

健康保険課より、歳入では300万円の寄附があり、新型コロナウイルス感染症対策に活用、後期高齢者医療、介護保険事業に係るシステム改修のための繰出金、感染防止対策消耗品の拡充、健康づくりセンターでの感染症対策用器具の購入などの説明がありました。

委員より、寄附されたマルセイ電器様はどこの会社かとの質疑に、延岡に本社があり、 延岡を中心に寄附をしてきたが、太陽光発電で児湯郡にお世話になったので、高鍋にも寄 附をされたとの答弁がありました。

委員より、手袋のラテックスとプラスチックの違いはとの質疑に、ラテックスはゴム手袋、プラスチックはがさがさした手袋で、アレルギーのある方はこちらを使用するとの答弁がありました。

委員より、来客用スリッパの消毒用ロッカーが必要なわけはの質疑に、現在、職員が使用後のスリッパを1足ずつ消毒しているが、省力化、効率化を図るためとの答弁がありました。

委員より、感染防止対策消耗品はライオンズホテルに派遣される職員用かとの質疑に、ホテル施設は県が準備しているとの答弁がありました。

次に、福祉課より、お二人の民生委員が退任され後任を探しているため、年度内に推薦 会を開催する必要があるので、報酬を計上するとのことでした。

令和3年度の制度改正、診療報酬の改定に伴うシステム改修や重度障がい者・児の外来 診療分の現物給付化による医療費の増額、障がい者・児相談支援費の増額、老人福祉会館 大会議場の空調設備が使用不能となり、熱交換と換気が同時に行える高機能換気設備への 取替工事費、一時預かり事業補助金の増額、放課後児童クラブの夏休み期間中の利用を自 粛した保護者にクラブが返金した相当分の補助や、令和3年4月開始の児湯5町1村広域 によるこゆ成年後見支援センター立ち上げに係る国からの補助金の説明がありました。

委員より、民生委員の処遇はいかがかとの質疑に、民生委員法10条に報酬は支給しないとあるが、実費、活動費などは町から出しているとの答弁がありました。

委員より、障がい者・児相談支援の相談件数の推移はとの質疑に、令和元年上半期341件から令和2年上半期384件と増加傾向にあると答弁がありました。

委員より、こゆ成年後見支援センターの立ち上げの経緯とはの質疑に、平成28年、成年後見促進法が施行され、令和3年度までに中核機関の設置が求められ、5町1村の広域での設置となり、専門家を交えて制度の周知、啓発、相談支援、市民後見人育成を行っていくとのことでした。令和3年4月すぐの後見人育成は困難であるが、段階的に後見受任を進めていくとの答弁がありました。

次に、議会事務局より、議員期末手当の減額により補正があったとの説明がありました。 質疑はありませんでした。質疑は終了し、まとめに入り、討論を求めたところ、裁判費用 は納得いかないとの反対討論、また、コロナ禍においては執行すべきとの賛成討論があり ました。採決では、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託された議案の報告を終わります。

○議長(緒方 直樹) 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の 増加及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行いま す。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について質 疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長(古川 誠君) 令和2年第4回定例会におきまして、 文教産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第97号町営基幹水利施設管理事業 (国営尾鈴地区)の事務の委託について、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)の関係部分についての4件です。

審査日程は12月15日から12月17日の3日間です。15日、16日は委員7名全員出席、17日は委員1人欠席の6名出席。説明のための担当職員、要点筆記事務局2名出席のもと、第1会議室にて審査を行いました。

現地調査は議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、中須ノ二(3)線及び(4)線、宮越東(2)線、平原(11)線の現地、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)の関係部分について、東稲荷部分林売払い収入に関しての現地、給食センター空調機施設工事に関して、中学校給食共同調理場、以上6か所を午前10時から、移動を含め約2時間かけて調査を行いました。

なお、説明資料をもとに詳細説明を受け質疑に入り、委員より多くの質疑がありました が、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について、議案順に行います。

まず、議案第97号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託について、 農業政策課より資料が提出され、説明が行われました。

まず、この議案は町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)に事務の委託について、 川南町と地方自治法の規定に基づき、協議により、別紙のとおり規約を定めたく、議会の 議決を求めるものと説明があり、各町がそれぞれ事務事業を実施することも可能だが、事 務の効率化を図るため、高鍋町及び都農町から川南町が事務の委託を受け、事務事業を実 施することで事務の効率化を図るもので、業務の委託の内容については、添付の町営基幹 水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託に関する規約第2条の記載のとおりで、 議決後は川南町、高鍋町及び都農町が事務の協議を経て、それぞれ告示を行い、県知事に 届けを行うとのことです。

また、資料として国営尾鈴土地改良事業計画一般平面図をもとに、今回の基幹水利施設に該当する部分の説明が行われ、切原ダムと青鹿ダムの運営の委託事務に関しても、規約をもとに川南町に委託すると説明がありました。

事務量について経費の負担、算定根拠については、面積案分で国の負担が30%、県の 負担が30%で、3町が残りの40%を負担するとのことでした。また、補助事業名は基 幹水利施設管理事業(尾鈴地区)で、内容は、様々な管理事業とダムの洪水調節機能緊急 対応事業があるが、令和3年度は洪水調節機能緊急対応事業は実施せずに、管理事業のみ を行うとのことでした。

委員から、補助事業の総額は幾らかとの質疑に、詳しくは川南町が見積もりを取って積算するが、概算で約1,400万円とのことでした。

委員から、概算の1,400万円は令和3年度の管理事業費で、高鍋町の負担額はとの

質疑に、国・県補助を除いた分を3町で割って、高鍋町分は約68万1,000円とのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第97号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、建設管理課より 説明が行われました。

今回は、中須ノ二(3)線の終点の変更、里道を町道に変更し、新たに中須ノ二(4)線として認定を行い、かさ上げ工事を行い、被害が広がらないようにするものとのことでした。新規認定路線として宮越東(2)線、平原(11)線の認定を行うとの説明があり、宮越東(2)線に関しては、町有地として寄附をしていたが、認定をしないと今後、奥に建物が建てられないこと、平原(11)線に関しては、昔の町有地払下げ地で、通路だけが町有地として残っていて、今後改修、建て直しができないということで、町道として認定を行うとの説明でした。

委員から、平原(11)線は道路幅が狭いがとの質疑に、入口は4メートルあるが奥は 2メートルしかないので、建物を建てる際には、セットバックの措置が必要とのことでし た。

次に、委員から、中須ノ二(3)線のかさ上げはどれくらいかとの質疑に、今の堤防の下のポールがあるところまでのかさ上げで大丈夫だが、詳細に関しては設計中とのことでした。

次に、委員から、かさ上げによる近隣の影響はとの質疑に、宮越のポンプ場にポンプが設置された後には、平成17年の際の大雨と同様の状況では床上浸水はなくなるということから、今回は、かさ上げ工事のみで、近隣への補償などは考えていない。また、今回はコロナウイルスの影響で地元説明会はできなかったが、個別に測量業者を通じて意見を聞き、対応できるかを検討したとのことでした。

次に、委員から、今回の路線の認定に当たって予算が生じるものはないかとの質疑に、 中須ノ二(3)線の工事は現在、測量中なので未確定だが、令和3年度には予算を計上し たいとのことでした。

委員から、中須ノ二(3)線は国土強靭化の事業ではないかとの質疑に、国土強靭化計画に上げており、国庫補助金を活用して整備を行う方向で考えているとのことでした。

質疑を終了し討論を求めましたが、討論はなく、議案第98号町道認定路線の変更及び 町道路線の認定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、地域政策課より説明が行われました。

改正の概要は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第25条の地方公共団体等を定める省令の改正に対応するために条例の一部を改正するも ので、改正の内容は、条例中に引用している総務省例の題名の改正に対応を行うもので、 制度自体には変更はないとの説明でした。

委員から、名称の改正のみかとの質疑に、総務省令の名前が変わったことで、その総務 省令を条例で引用するので、引用している題名が変わるだけで、単に名称の改正との説明 でした。

委員から、固定資産税免除の申請業者数の見込みと金額はどれぐらいかとの質疑に、今年度8月以降、県への新規の計画申請はなく、金額はわからないとのことでした。また、 委員から、申請は県に直接行うのかとの質疑に、町を通さずに県に申請をするが、後から 県より申請が承認されましたと情報が来るとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)の関係部分についてですが、まず、農業政策課分です。

歳出に関しては、まず、農業後継者親元就農支援事業補助金です。今回新たに、農業経営体を引き継いで経営者になろうとする後継者の営農奨励を目的として、1人当たり100万円を補助するもので、令和2年度当初予算で1名分の予算を計上していたが、本年度、新たに親元に就農した者がいるため、1名分を追加するものであると説明で、3分の1が県から補助されるとのことでした。

委員から、今回の補助金対象者は畜産農家かとの質疑に、畜産農家だとの答弁でした。 次に、農業後継者親元就農支援事業補助金を受けるための条件はあるのかとの質疑に、 まず、親元で就農する方、国の次世代人材投資事業の対象にならない方、その他、高鍋町 在住であること、計画書を作成すること等のことでした。

また、特別な理由がなく2年以内に農業をやめられた場合には、補助金は返還してもら うとの説明もありました。

次に、委員から、部分林売払い収入について、当時はどのような計画は、ちょっと待ってくださいね。

○議長(緒方 直樹) 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

#### 午前10時42分再開

- 〇議長(緒方 直樹) 再開いたします。
- ○文教産業建設常任委員会委員長(古川 誠君) 委員から部分林売払い収入について、 当時はこのような契約は多くあったかとの質疑に、当時は、植林政策として、地区の方に お願いをしていたとのことでした。また、売払金の7割は地区に入るということでした。 次に、この場所に今後植栽は行うかとの質疑に、再造林を行うが、管理は森林組合にお 願いをするとのことでした。

次に、委員から、今後伐採を行うのかとの質疑に、今後入札を行い、令和4年3月31日までに伐採を行うとのことでした。

最後に、農業政策課関係の債務負担行為ですが、通常清掃業務委託のほか、南高鍋地区 農村広場管理業務委託があるとのことです。

続いて、建設管理課分です。

まず、歳入についてですが、公共土木施設災害復旧費負担金で、事業は、過年発生補助 災害復旧費負担金で、167万6,000円です。平成30年災害において、令和元年度 に災害復旧工事を行う中で、事業費が増額になった分の国からの災害復旧費負担金が確定 し、補正予算として計上するものとの説明がありました。

次に、歳出ですが、まず、委託料の産業廃棄物処理委託料470万円です。道路や水路等を管理する中で発生した樹木の枝等を、上永谷にある町の土場に仮置きしてあるが、この枝等を処分する必要があることから、産業廃棄物として処分する委託料とのことです。

次に、法定外公共物役務費手数料で50万円ですが、馬場原地区の里道及び小丸出口地 区の自動車学校の東側にある排水路の竹等が繁茂し、民有地に伸びている状況があるため、 伐採等を行うものです。

次に、土木費、道路橋梁費、道路維持費ですが、役務費の手数料80万円のうち50万円は樹木伐採手数料で、市の山から牛牧に向かう町道の市の山の坂を下っている附近で、木が覆いかぶさってきて、車両の通行に支障となっているので伐採を行うもので、残りの30万円は道路施設維持作業手数料で、坂本・鴫野線の持田団地から鴫野川に行く途中で、道路の路肩ののり面が崩れ、石が農地に入り込み、耕作に支障を来している状況の解消のため、石の除去及びのり面の整形を行うものと説明がありました。

次に、工事請負費の町道維持整備工事280万円ですが、町・蓑江線の米田衣料と小澤 商店の区間になりますが、側溝に段差が生じ、歩行者の通行に支障が出ているため、側溝 の敷設替えを行うものとのことです。

次に、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業ですが、委託料の測量設計委託 900万円を減額と工事請負費900万円の増額は、天神鶴・茂広毛平付線の改良事業で、事業費調整により、委託費から工事請負費に流用を行い、県道宮崎・高岡線(西都線)との交差点附近の工事を行うものです。公有財産購入費の土地購入費70万円の増額及び補償補塡及び賠償金の補償費70万円の減額については、東光寺・鬼ヶ久保線の事業費調整で、補償物件の撤去を補償工事で行うこととなり、補償費から土地購入費へ流用し、用地の取得を行い、事業の進捗を図るものです。

河川総務費の自然災害防止事業費の負担金補助及び交付金の脇地区急傾斜地崩壊対策事業負担金の100万円の増額は、脇2地区の県事業の事業費増額に伴う負担金の増額です。 次に、繰越明許費ですが、町単独道路改良事業費は、地元や関係機関との調整に時間を要していること。社会資本整備総合交付金事業費は、主に、二本松橋側道橋の上部工のけた部分の製作に予想以上の日程を要していることと、東光寺・鬼ヶ久保線の文化財協議に 時間を要しているため。防衛施設周辺道路改良事業費は、用地取得において所有者が亡くなられており、相続人と契約になることから、不足の日数を要しているため。都市計画費の公園建設事業費は、舞鶴公園の実施計画委託で調査に時間を要しているため。補助災害復旧事業費は、今年7月の豪雨災害の復旧工事について、新型コロナウイルス感染症の影響により災害調査が9月末になったことから、工事発注が遅れたため、それぞれ繰越明許費として計上しているとの説明でした。

委員から、産業廃棄物の数量はとの質疑に、昨年度は10トントラック80台分で 500万円で、今年度も同じぐらいの量で470万円の予算計上だと説明でした。

次に、委員から、産業廃棄物への処理の仕方についての質疑に、木くずを処理できる最 終処分場への持ち出しになるとのことでした。

次に、委員から、道路施設維持作業の内容はとの質疑に、石を上げてのり面を固めるとの説明でした。

次に、委員から、茂広毛平付・高岡線の工事請負費345万円の詳細についての質疑に、 付帯工事として対応しなければならないものが出てくることが考えられることから、即座 に対応ができるよう、工事請負費に流用をしているとの説明でした。

次に、委員から、産業廃棄物処理に関して、ヤンバルトサカヤスデ対策に関しては、との質疑に、この場所では出ていないので消毒の必要はないが、入札決定後、運搬の経路によっては考える必要があるとのことでした。

次に、委員から、脇第2地区の工事の進捗状況はとの質疑に、県と協議をして、令和 3年度には終了すると考えているとのことでした。

その他、各事業の工事の延長の質疑があり、それぞれの答弁がありました。

最後に、建設管理課関係の債務負担行為ですが、通常清掃委託業務のほか、その他施設 等管理委託として、水門操作委託や高鍋駅前自動車等駐車場管理業務委託などがあるとの ことでした。

次に、地域政策課分です。

まず、企業立地奨励制度の指定事業者2社の町内新規雇用に対する奨励金です。

交付対象新規雇用者数はエイムネクスト株式会社3人、宮崎キヤノン株式会社43人分で、奨励金は1,090万円です。

負担金補助及び交付金は、企業立地補助金として、エイムネクストとキヤノンの2社分で6,188万円です。また、魅力ある商店街形成支援事業補助金50万円が計上されています。

商店街において、城下町らしい町並み景観を維持するため、外観補修、改修工事等に対して助成を行うもので、中町名店会区域に現存する黒木清五郎邸の外観修復が行われるものとの説明がありました。

また、スポーツ合宿補助金90万円は、本町において、春季キャンプを実施するチーム に対しての宿泊経費の一部助成で、今年度は、現時点で社会人チーム1団体、大学3団体、 高等学校1団体の合計5団体の硬式野球部による合宿が実施予定だということです。

委員から、商店街形成支援事業補助金は、中町名店会区域のみが対象かとの質疑に、高 鍋町の全ての商店街が対象とのことでした。

次に、委員から、企業立地補助金対象事業者のエイムネクスト株式会社の町への貢献度 はとの質疑に、今は実証実験段階の者が多いが、農業分野のIoTセンサーの実証実験や、 最近では、小澤治三郎邸の改修を行い、交流人口の増加への貢献活動もされているとのこ とでした。

委員から、スポーツ合宿補助金1団体、上限30万円の根拠はとの質疑に、1人当たり、1泊1,000円、高校、大学のチームだと、1チーム50人から80人程度で来られますので、全てを補助対象にしてしまうと高額になってしまうことから、一定のラインを引いているとの説明でした。

最後に、地域政策課関係分の債務負担行為ですが、清掃委託として、高鍋海水浴場トイレ清掃業務委託があるとのことでした。

次に、社会教育課分です。

まず、公民館費の備品購入費で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、タブレット型体温検知器2台分を計上し、たかしんホール出入口に設置予定だとの説明を受けました。

次に図書館費で、新型コロナウイルス感染症防止対策として、役務費と備品購入費を計上しています。役務費は館内掲示物等の印刷が増え、チャージ料の不足が見込まれるため、チャージ料の追加補正。

備品購入費は、タブレット型体温検知器1台分で、図書館出入口に設置予定です。

次に、歴史総合資料館費で、同じく、タブレット型体温検知器1台で、資料館出入口に 設置予定です。

次に、生涯学習推進費です。

高鍋湿原用の備品購入費で、草刈り機1台の予算が計上されていますが、財源は一般寄 附だということです。

次に、美術館費ですが、電気料の見込みが当初予算を上回るため、20万7,000円を光熱水費として計上しています。また、美術館の廊下、ロビー系統の空調配管の膨張弁及び室外機のコンプレッサーファンの故障により、35万2,000円の修繕料が計上されています。

最後に、体育施設費ですが、スポーツキャンプに備え、総合運動公園費の需要費が計上されています。内容は、防球ネット3枚修繕、MASUDAスタジアム集球ネット修繕、ピッチングマシーン用のホイル取替え、いずれも小丸河畔運動公園内屋内多目的広場などの費用。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、町体育館及び勤労者体育センター出入口附近にタブレット型体温検知器を1台設置予定との説明もありました。

委員から、湿原の草刈り機はどのようなものかとの質疑に、価格は少し高くなるが、ほ

ぼ毎日使うことを考えると、出力が大きいものが必要だということでした。

次に、委員から、タブレット型体温検知器の価格が違うものがあるがとの質疑に、施設 の形態に応じてスペックの違うものの購入を考えているとのことでした。

次に、委員から、ピッチングマシンの修理が毎年あるように思うがとの質疑に、目安として2年に一度の修理で2台あるので、予算として毎年の計上になっているとのことでした。

次に、委員から、美術館の電気代の補正が出ているがとの質疑に、昨年度の空調機の取替えの工事により、空調機が2台から3台になったこと、室外機の故障により、他に負荷がかかったということ、収蔵庫の空調が修繕により稼働したことによるものだろうという説明がありました。

次に、委員から、コロナ禍の中、体育施設の施設開放の状況はとの質疑に、最新の状況では、定期利用者に関しては通常どおりの使用状況だが、感染症対策として、利用の際に団体名、氏名、連絡先の記入、30分に一度の換気、手指消毒の徹底などを促しているとのことでした。

また、全ての施設にタブレット型体温検知器は設置されるのかとの質疑に、原則的には 設置されるとの説明がありました。

最後に、社会教育課関係の債務負担行為ですが、通常清掃業務委託のほか、総合運動公園の芝の管理、美術館、図書館、資料館の貴重な資料の防虫・防かび対策などということでした。

次に、教育総務課分ですが、今回は、新型コロナウイルス感染症対策費として多くの事業の予算が計上されています。

まず、新型コロナウイルス感染症の対応のため、例年より学校などと頻繁に連絡をとったことと、資料等のコピー数が大幅に増えたことによる教育総務課の電話料、コピーチャージ料、新型コロナウイルス感染症対策として、換気をしながらの空調機運転を行ったことに伴う小中学校の光熱水費の不足分の補正の説明がありました。

また、予算残の減少による修繕料の追加補正が西小学校、東中学校がともに15万円、 西中学校が40万円計上されています。

次に、国の事業である学校保健特別対策事業補助金、学習保障等に係る支援事業の加算地域に宮崎県が指定されたことに伴う追加配分の財源を活用して、東小学校が全学年分、水道蛇口増設として200万円、西小学校が理科室換気扇設置足場架設、手洗いシンク設置等として133万円、液晶テレビ購入で19万円、東中学校が小会議室エアコン、空気清浄機、液晶テレビ等として85万円、消毒用アルコール、薬用ハンドソープ等の消耗品購入として16万5,000円、西中学校が顕微鏡、理科実験用備品、技術用機械備品として105万円が計上されています。また、財源の2分の1は補助金を活用しているとの説明があり、今回の補助金を活用しての事業は、各学校の要望をもとに、全ての予算を計上を行っているとのことです。

次に、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金として178万7,000円が計上されていますが、東小学校は11月に行っておりますので、西小学校のみの予算計上になり、日程の説明が資料をもとにありました。

最後に、給食センター空調設備工事変更追加分として430万円が計上されていますが、 給食センター空調機設置工事9月議会補正3,800万円について、発注後の詳細現場調 査の結果、送風ダクトへの保温材設置及び電線管埋設のための受水槽撤去が必要であるこ とが判明したことから、工事の追加補正を行うと説明がありました。

委員から、東小学校の水道蛇口増設は何個増設するのかの質疑に、42個増設するとのことでした。

次に、委員から給食センターの受水槽撤去工事は発注後でないとわからなかったのかとの質疑に、残っているスペースに配管ができると思っていたが、既に別の配管が入っていて、受水槽を撤去しないと埋設ができないとのことでした。また、委員より、保温材の設置は見積もり段階でわかるはずだとの意見もありました。

次に、委員から、換気をしながらの空調の使用はどれくらいの換気かとの質疑に、休憩 時間は窓を開ける指導を行っているとのことでした。

また、委員から、これから寒い日が続くが、換気に対して寒さ対策についてはとの質疑には、予算をかけての対策は行っていないとのことでした。

次に、委員から受水槽を撤去するとのことだが、再利用は考えられないのかとの質疑に、 意見を参考に検討をしたいとのことでした。

最後に、教育総務課分の債務負担行為ですが、通常清掃業務委託のほか、高鍋町立学校 施設調理等業務委託の契約は3年間で、現在は小学校と共同調理場の委託業者は異なるが、 令和3年から5年は同じ業者での入札に変えるとの説明がありました。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第105号令和2年度高鍋町一般 会計補正予算(第10号)の関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託された議案の報告を終わります。

〇議長(緒方 直樹) 以上で、文教産業建設常任委員長の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。

午前11時06分休憩

#### 午前11時20分再開

〇議長(緒方 直樹) 再開します。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第97号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託について 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について質疑を行います。 質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番(中村 末子君) 先ほど、報告の中で、まだ検討されてない状況ではあったと思うんですけれども、東平原とかですね。もう既に行って、中須ノ二というのに関しては、工事の概要等も説明がありましたので、それはある程度予測できます。後の2線について、工事予算などをお話し合いをされたのかどうか、そこのところだけちょっと確認させてください。

ちょっとね、東平原なんかも、報告にあったように、入口は広いんですけれども、中に 入ると狭いんですね。だから、これを拡幅していくためにはセットバックを行うかという ことで、先ほど報告があったと思うんですね。

だから、そのことに関してどのような、やはりこれは対策を立てなければならないかということは、十分に委員会で話し合われたんじゃないかなというふうには思うんですけれども、これから、やっぱり町道認定されることによって予算化される。そこにきちんとしたいろんな施設も埋設するという状況も出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、具体的な話がそこの中で議論されたかどうかだけ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

- 〇議長(緒方 直樹) 委員長、古川誠議員。
- 〇文教産業建設常任委員会委員長(古川 誠君) お答えします。

中村議員が今言われたとおりで、あと説明、報告の中にもありましたが、中須ノ二 (3)線に関しましては、今後、宮越ポンプ場の設置に伴って予算の計上を行うという説明もありましたが、宮越東 (2)線、平原 (11)線に関しましては、委員会でも今後の予算が発生するような予算の計上はないのかという質疑は行いましたが、担当課より、今のところ、予定も計画もないという答弁でした。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- ○11番(中村 末子君) 先ほどの委員長の報告からすると、これ経営の事業申請ということになり、申請者数の見込みまた金額について試算はされてないようなんですけれども、それでも、そのことをきちんと質疑の中でされたのかどうか、確認させていただきたいと思います。
- 〇議長(緒方 直樹) 委員長、古川誠議員。
- ○文教産業建設常任委員会委員長(古川 誠君) 今回の101号の議案に関しては文言

の変更のみであって、内容の変更ではないということから、以前、恐らく、議案第50号 のときだったと思うんですけど、そのことの議案に関しての質疑はありませんでした。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番(中村 末子君) 11番。債務負担行為の限度額の算定基準については、詳しく 委員会の報告を述べていただきましたので、このことについては特段、質疑はございませんけれども、もう1つの備品購入費の問題の中で、私がちょっと気になったのは、これどういった議論をされたのかというのがちょっと気になった部分が2点だけありました。

実はですね、建設管理課から歳出の説明資料の2ページにあります備品購入費の中の背負ってのエンジンブロワーということなんですけど、これは、先ほどの説明では、やっぱり事業を効率化していくためにこういうのが必要なんだと、大きいのが必要なんだということなんですけれども、あそこは狭いですけど、そのことについての議論というのは特段なかったのかしらと思って、湿原なんかですね。それ以外に、どこに使われるのかしらと思って、ちょっと気になったもんだから、そこだけお伺いしたいと思います。

それからですね、社会教育課の野球場について、これ修繕料とか需用費は出ているんですけれども、多分移動式で、ほかのところは全部、全てタブレットの体温検知器があるんですけれども、移動式で多分検知されるんじゃないかなというふうには理解はするんですけれども、あそこやっぱり、町外の方が利用するということが、今回出てきていると思いますので、やはり、そのことに関して、私たちもきちんとした配慮をしていかないと申し訳ないんじゃないかなというのが1つありますので、やはり、あそこのことに関しては細心の注意を払って、来ていただく方にも、町民の方にも、きちんと納得のいくような状況をつくっていくほうがよろしいんじゃないかなと思いましたけれども、そのことについては、委員会の中で議論がなされたのかどうか、2点だけお伺いしたいと思います。

- 〇議長(緒方 直樹) 委員長、古川誠議員。
- **○文教産業建設常任委員会委員長(古川 誠君)** お答えいたします。

まず、ブロワーの備品購入の予算計上に関してですが、今回の説明では、一般寄附による財源によってブロワーを購入するということの報告がありまして、使用場所等の質疑は委員からはありませんでした。また、町営球場へのタブレット型体温検知器の設置についてですが、今回は担当課より設置の説明はなく、委員からも、設置の要望等の質疑等はありませんでした。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の 増加及び規約の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第96号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託について 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 11番、中村末子。

議案第97号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託について、賛成の立場で討論を行います。

染ヶ岡、俵橋、鬼ヶ久保地区に畑などを所有されている方にとって、水利は非常に大切であると考えています。川南地区の地域が多く、事務を所管するのは当然だと考えます。 これからも、水確保につながる補助事業などをしっかりと見つけていただき、第1次産業の農業が推進できるよう期待して賛成といたします。

○議長(緒方 直樹) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第97号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第97号町営基幹水利施設 管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定ついて討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 11番、中村末子。

議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

生活しやすい環境は、まず道路などです。排水路がしっかりと確保してある。家の建て替え時には、建築確認申請がスムーズにできる体制は必要です。高鍋町には民間が開発し、行き止まりなどの理由で町道認定できてない箇所もありますが、同じ住民の立場で生活環境整備に1歩でも前進することをお願いをして、賛成といたします。

○議長(緒方 直樹) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第98号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第98号町道認定路線の変 更及び町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方 直樹)** 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 11番、中村末子。

議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論 を行います。

なかなか終息できないコロナですが、医療も崩壊寸前とまで言われています。宮崎県でも、毎日少しの方々ではありますけれども、徐々に陽性者が多くなっています。その中で、軽症者が入っているホテルの消毒作業について、職員の安全を確保しながら仕事に従事されることをお願いしたいと思います。

民間医療機関では、コロナ関係で通常の患者さんが減少し閉鎖、ボーナス減などが出ているようです。しかし、公務員等がしっかりと時間外や危険手当とまではいきませんが、 保証されることについては、民間への大きな試金石となるはずです。

国が民間医療機関や民間の受入れ機関などへもしっかりと予算措置されることをお願い して賛成といたします。 ○議長(緒方 直樹) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第99号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

#### [賛成者起立]

○議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第99号職員の特殊勤務手 当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方 直樹)** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第100号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。
- 〇11番(中村 末子君) 議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産 税の課税免除に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

コロナにより経済全体の低迷、廃業を余儀なくされている方もあるようです。確かに、 持続化給付金などを含めて、国支援は直接支払われました。国は赤字国債発行で、これら を乗り切ろうとしていることには不安を禁じ得ませんが、今を乗り切る支援策はどのよう な形がいいのか、ぜひ深く考えていただきたいと思います。

質疑でも行いましたけれども、企業立地奨励補助や持続化給付金受給者などについては、 二重の補助とならないよう留意していただきたいと要望して賛成の討論といたします。

**〇議長(緒方 直樹)** ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第101号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

#### [替成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第101号高鍋町地域経済 牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、委員長 報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第103号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番(松岡 信博君) 5番、松岡信博。議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先日の一般質問で意見を述べたとおり、高鍋商工会議所が町有地に商工会館を建設することで、高鍋町に約1億8,000万円以上の損害金が発生する可能性があります。行政財産の不要な用途変更や30年の賃貸契約、債務負担行為を実行すると、町長の裁量権を逸脱する違法行為の可能性が高いと考えます。

今回の条例制定で、町長の損害賠償の限度額は、町長の給与6倍程度、約6,700万円と伺いました。しかし、もし行政訴訟の判決で町長の重大な過失が認められた場合、被害額の補塡するにはその額では足りない可能性があります。損害が多額になると、関係する職員にもその賠償責任が及ぶことも考えられます。それに、この条例の免責を承認する者が裁判で被告となる町長本人というのでは、幾ら上位法で決められてもおかしな制度です。損害賠償の免責を決定するには審査会や審議会を立ち上げ慎重な審査、審議が必要と考えます。

町長や職員の職務執行において、萎縮が生じないための免責措置と説明がありました。 しかし、高鍋町に損害を与えてしまうような政策を決定する責任を、町長は、損害賠償は もちろんのこと、自ら責任を取り、町長をやめる覚悟を持って行うべきと考えます。

今まさに、商工会館の工事が始まり、行政財産である駐車場を不要に用途変更し、高鍋町に損害を与えようとしています。このようなときに損害賠償の金額を軽くするのでは、高鍋町に、より損害を広げる条例を制定するようなものです。よって、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については反対といたします。

○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第104号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(緒方 直樹) 起立多数と認めます。したがって、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 11番。議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算 (第10号) について、賛成の立場で討論を行います。

基金繰入れについては疑問点は残るものの、概ね了承できます。また、コロナ禍にあって、入札をオンラインで行う準備をするとの予算がありました。委員会での質疑を行いましたが、県内、県外への発信はするものの、例年どおり、指名競争入札で行うとの答弁でした。

それでは、オンライン化する意味がないと言っても過言ではございません。町内業者及び近隣業者の方々がオンラインでの準備がしっかりと整うことはできるのでしょうか。疑問でなりません。Aランク業者は、既に県がオンラインでの入札ができていますので、心配なのはBランクの方々です。

このような心配はあるものの、コロナ禍にあり、緊急を要する予算でもあります。国からの予算が配分されることをしっかりと検証し、各課より備品などが要求されたことが何えます。基金の使い方についても、やむを得ないと判断をしたところです。

債務負担行為についても見積もりなどをしっかりと反映させ、できるだけ支出を抑える 努力が見えましたので、賛成といたします。

○議長(緒方 直樹) ほかに討論はありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第105号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は 可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立多数と認めます。したがって、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第102号

日程第11. 議案第106号

日程第12. 議案第107号

日程第13. 議案第108号

日程第14. 議案第109号

〇議長(緒方 直樹) 日程第10、議案第102号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人 員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第14、議案第 109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)まで、以上5件を議題と いたします。

本5件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

〇特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長(後藤 正弘君) 15番。

令和2年第4回高鍋町議会定例会において、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第102号、第106号、第107号、第108号、第109号の5件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は12月14日、15日の2日間、審査は第1会議室にて行い、議長はオブザーバーとして出席、委員13名の出席のもと、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を受け、慎重審議を行いました。

初めに、議案第102号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

主な内容は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に基づき、居宅介護支援事業所における管理者の要件の経過措置を延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とすることを可能にするため、所要の改正を行うとの説明でした。

委員より、町内の居宅介護支援事業所は8か所と聞いたが、この条例改正に当てはまる 主任介護支援専門員がいなく、介護支援専門員が行っている事業所はあるのかの問いに、 8か所全ての事業所で主任介護専門員が管理者となっているので該当はなしとの答弁でした。

委員より、主任介護支援専門員と介護支援専門員とは資格の内容にどのような違いがあるのかの問いに、主任介護支援専門員は、介護支援専門員、有資格ケアマネージャーとしての経験を経た後、主任介護支援専門員になるための研修を受けることで、資格が与えられるとの答弁でした。

さらに、委員より、5条の改正には一時的とはないが、やむを得ないとは一時的なことかの問いに、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないが、仮に、主任介護支援専門員がやめられたとかの場合、やむを得ない事情が生じたときに、介護支援専門員を管理者とできるものであり、長期に介護支援専門員を管理者とすることができるのではないとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論はなく、審査の結果賛成全員で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてです。

補正の主なものは、歳入では一般被保険者分療養費払戻分、税制改正に係るシステム改修補助金です。歳出では、地方税法などの改正に伴い、国保税算定システムのプログラムの改修が必要になる補正、また、療養費払戻しに不足が生じることが見込まれるための補正との説明でした。

委員より、税制改正に係るシステム改修委託の流れはどうなるのかの問いに、予算が可決した際、町のシステム維持・保守管理を行っている業者に委託し、システム改修を行うとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論はなく、審査の結果、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてです。

補正の主なものは、歳入では、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、税制改正に係るシステム改修に係る補助金、広域連合返還金で、令和元年度医療給付費負担金の精算です。

歳出では、地方税法等の改正に伴い、後期高齢者保険料算定システムのプログラム改修 が必要になる補正、令和元年度医療給付費負担金の精算分を一般会計に繰り出すとの説明 でした。

以上、質疑、討論はなく、審査の結果、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてです。

補正の主なものは、公共下水道費の工事請負について、施設管理費からの組替えを行う もので、併せて、地方自治法第214条の規定により、令和3年度の浄化センターの維持 管理委託等について、債務負担行為の設定を行うものとの説明。

歳出では、公共下水道費の工事請負については、町としての布設予定はないが、宅地造成や分筆による新築時に公共ますを設置するため、今年度中に要望箇所が6件、11か所ほどあるので、400万円の組替えをするもので、施設管理費の修繕料から組替えるとの説明。

次に、債務負担行為の運転管理委託についてですが、日本水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領の歩掛かりを用いて積算、汚泥処分委託については単価契約としており、 1トン当たり単価1万4,500円との説明でした。

委員より、汚泥処分費はここ数年変わってないようだがとの問いに、今回の見積もりでは1,000円程度上がっているとの答弁でした。

委員より、公共ます設置工事場所はどこの場所かの問いに、中鶴、松本、黒谷、小丸下、 道具小路附近との答弁でした。

さらに、委員より松本、小丸下は下水道区域内かの問いに、今回の工事箇所は全て認可 区域との答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論はなく、審査の結果、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号) についてです。

補正の主なものは、歳入では、介護保険制度システム改修の補助金、事務費繰入金では、 介護保険制度システム改修費の町費分です。

歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修、保険給付費、地域支援事業費ともに支給実績に基づく調整の増減との説明。

債務負担行為については、令和3年度事業委託及び保守委託について、債務負担行為の限度額を設定するもので、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託外8件あるとの説明でした。

委員より、保険給付費中、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費とがあるが違いは何かとの問いに、介護予防サービスは、介護度が要支援1、2の方が対象となるもので、介護サービスは要介護1から5の方が対象となるとの答弁でした。

委員より債務負担行為について、1人当たりの単価であるが、1時間単位なのか、1日単位なのかの問いに、それぞれ1回当たりの単位、1回が1時間の場合もあれば、1時間30分、2時間の場合もあるとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論はなく、審査の結果、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託された議案について御報告いたしま

す。

○議長(緒方 直樹) 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。 これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第102号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。
- **〇11番**(中村 末子君) 11番。

議案第102号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について、替成の立場で討論を行います。

高鍋町では、現行法どおりに守られているとのことでした。都会などでは、介護施設などでクラスターが発生、一時期でも法どおりに運営できない状況下にあると聞いております。いつ起きるかわからないクラスターですが、介護施設運営者及び働いておられる方々へ、大変ですが、これを乗り切っていただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長(緒方 直樹) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第102号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第102号高鍋町指定居宅 介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員 長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第106号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第106号令和2年度高鍋

町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第107号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第107号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第107号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第108号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方 直樹)** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第108号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第108号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)について 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第109号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可 決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第109号令和2年度高鍋

町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第15.発議第7号

○議長(緒方 直樹) 日程第15、発議第7号地方議会議員の保障制度等の創設を求める 意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、後藤正弘議員。

〇15番(後藤 正弘君) 発議第7号地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書。
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、高鍋町議会議員、後藤正弘、賛成者、高鍋町議会議員、永友良和、八代輝幸、松岡信博、黒木正建、中村末子、杉尾浩一、春成勇、日髙正則、古川誠、青木善明、黒木博行、田中義基、各議員です。

読み上げますことで趣旨説明といたします。

地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書。

日本の人口は少子高齢化が加速し、右肩下がりの減少に転じている。とりわけ、地方は厳しい状況は否めず、全国1,718の市町村は、地方創生や持続可能なまちづくりに懸命な努力をしている。そのような状況下にあり、地方議会の成り手不足は、市町村議会の二元代表制を揺るがす大きな問題になっている。国は対策として兼業禁止等の規制の緩和を視野に入れ、対策を講じているものの、民主主義の根幹が危惧されるものである。

また、平成の大合併により町村は926となり、議員年金は原資の枯渇により、平成23年6月に廃止となった。市町村合併を進めることは、議員年金原資の減少になることは予測できたことであり、同時に、制度確立が必要であったことは否めないと考察する。このことは議員を志す者にとっては気持ちをそがれ、特に、町村は過去の名誉職等の位置づけでは済まされない現状にある。

今般、議員の厚生年金創設の要望、請願が全国市町村から提出されているが、自治法上 の常勤、非常勤の壁が高く、実現には程遠いものである。

市町村議員は、地域をつなぎ、次世代に地方の景観や国土を保全していくこと、さらには持続可能なまちづくりが大きな課題でもある。他方、懸案であった公選法が、令和2年6月に議員立法により70年ぶりに改正され、12月12日に施行された。この改正は、町村にとっては法の下の平等を担保されたことであり、地方自治の原点回帰と評価をするものである。

しかしながら、地方議会議員の福利厚生や身分保障等の手当は薄く、魅力ある立ち位置ではないことが現在の問題になっていることは言うまでもない。常勤特別職の退職手当は、 規定された非常勤の特別職については除外されている。自治法の一部を改正することにより、成り手不足対策につながることが期待される。

よって、国においては、地方の元気が国を支える礎であることを基本理念のもと、事情 を賢察の上、地方議会議員の退職手当制度等の創設を可能とする地方自治法の改正及び関 係法の整備を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年12月18日、宮崎県高鍋町議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、宮崎県選出国会議員です。

以上です。

○議長(緒方 直樹) 以上で説明は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第7号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに 賛成議員は御起立願います。

## [賛成者起立]

○議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、発議第7号地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16. 議員派遣の件

○議長(緒方 直樹) 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(緒方 直樹)** 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣 のとおり決定いたしました。

#### 日程第17. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長(緒方 直樹) 日程第17、閉会中における議会広報編集特別委員会活動について を議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方 直樹)** 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

## 日程第18. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長(緒方 直樹) 日程第18、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ご

ざいませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方 直樹)** 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会 の諸活動を認めることに決定いたしました。

## 日程第19. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長(緒方 直樹) 日程第19、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施に ついてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。
- ○議長(緒方 直樹) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。

これで令和2年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後0時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員